

障第 730 号
平成 30 年 8 月 27 日

各児童発達支援（医療型を除く）及び
放課後等デイサービス事業所運営法人代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害児通所支援事業者における質の評価等及び公表について

このことについては、「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 24 年岐阜県条例第 82 号）第 27 条第 3 項から第 5 項まで及び第 72 条（第 27 条準用）の規定により実施が義務付けられているところです。

各運営法人におきましては、下記に留意いただき適切に実施していただきますようお願いいたします。

記

1. 実施方法について

児童発達支援ガイドライン（平成 29 年 7 月 24 日障発 0724 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び放課後等デイサービスガイドライン（平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考願います。

2. 平成 31 年 4 月 1 日以降における質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

①算定される単位数

所定単位数の 100 分の 85

②質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算について

指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等が減算される場所であるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図る趣旨であることを踏まえ、事業所は指定通所基準の規定を遵守願います。

③公表方法について

インターネットの利用その他の方法により広く公表することとされており、その公表方法及び公表内容を県に届け出る必要があります。

④当該減算について

自己評価結果等の公表について、県に届出がなされていない場合は減算されることとなります。届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算されます。

⑤その他

自己評価結果等の公表に係る県への届出方法については、別途通知する予定です。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	高木・田邊・加藤
電 話	058-272-1111 内 2615/2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

【岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】(抜粋)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十二条 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。